

「皆さんから寄せられた消費生活相談が、社会を変えることにつながります」

県民生活相談センター（5058-277-1003）では、消費生活トラブルに関する相談を受け付けています。昨年は、食品偽装や還付金詐欺など、生活に身近な社会問題が数多く発生しました。一方で、これまで一般的な消費者トラブルとして考えられてきた訪問販売やマルチ商法といった取引に関する相談は、実のところ減少しています。

平成20年4月から9月までの半年間の相談件数は約4千7百件でしたが、これは、平成19年10月から平成20年3月までの半年間に比べると約千件少ない数字でした。

特に訪問販売に関する相談の減少が顕著で、この半年間で約3割減少しています。これは、消費者の意識の高まりとともに、悪質事業者に対する行政処分が全国的に実施されるようになったことが背景として考えられます。たとえば、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などを規制する「特定商取引法」による行政処分は、平成15年度に全国で26件でしたが、昨年度は180件行われました。こうした厳格な措置が、業界に対して遵法意識を強く求めることがあります。それに対応できない事業者は、市場から退出せざるを得ないような環境に変わりつつあります。

あまり知られていませんが、行政が指導・処分を行うに際しては、多くの場合、当所などの消費生活相談窓口に寄せられた情報を端緒にしています。ですから、消費生活トラブルに遭われた方は、諦めず早めに最寄りの窓口に相談してください。相談を寄せていただくことで救済のきっかけを掴むことができますし、県としても、消費者トラブルの発生状況を把握して事業者指導や消費者啓発につなげていくことができます。安全安心な消費生活を送る環境を整えるためには、皆さんからの相談情報を欠くことはできません。

それでは次回からは、当所などに寄せられた相談情報を基に、県内でどんな相談が多いのか、どんな悪質商法が流行っているのかを、皆さんにお知らせしていくこうと思います。